

剣道称号「錬士」審査会要項

一般財団法人熊本県剣道連盟

1 申込対象者

- (1) 令和5・6年度の熊本県剣道連盟の年会費を納入し、登録会員であること。
- (2) 熊本県剣道連盟主催の剣道講習会を1年以内に2回以上受講した者。
- (3) 剣道六段受有者で、受有後1年以上を経過（令和5年5月31日以前に取得）した者。
- (4) 剣道五段受有者で、受有後10年以上を経過（平成26年5月31日以前に取し、かつ、年齢60歳以上の者（称号・段級位審査規則第11条2項による特例）。

2 申込方法

- (1) 受審希望者は、称号審査申請書及び所定の錬士受審申請書に小論文を添え、加盟団体事務局を通して申込みこと。
- (2) 年齢基準は審査当日（5月6日）とする。
- (3) 加盟団体事務局は申込者を取りまとめ、熊本県剣道連盟事務局へ提出すること。

3 小論文の内容

- ①課題 平成19年3月14日制定の「剣道指導の心構え」の要点を記し、それをふまえたうえでのあなたの剣道修業について述べなさい。

※参考書籍「剣道指導要領」（全剣連発行）

- ②字数 400字以上800字以内。
- ③用紙 400字詰め原稿用紙（市販のB4縦書き）用紙1～4行目に表題と登録都道府県・氏名を記し、5行目2段目より書くこと。必ずボールペンまたは万年筆を使用すること。2枚の原稿用紙は右上ホッチキスで止めること。（凡例参照）
- ④提出 封筒長3（長さが23.5cm・幅が12cm）の表に「剣道錬士受審」、裏に登録都道府県と氏名を表記し封印したもの。

※加盟団体事務局は、封筒の表裏の記載、封印を確認すること。

4 申込締切

加盟団体事務局 令和6年2月22日（木）
熊本県剣道連盟 令和6年2月27日（火）

5 県剣連の推薦

- (1) 本連盟称号・段位審査規程に基づいて、全剣連会長に候補者として推薦する。
- (2) 県剣連会長は、申込者が規則第10条第1項の付与基準に該当し、かつ、実施要領の「錬士を受審しようとする者の備えるべき要件」（①～③）を満たしていると認めた場合、全剣連会長に候補者として推薦する。

6 審査の方法

(1) 小論文の審査

課題に対して適切な内容でまとめられているか、剣道に対する受け止め方と文章の表現能力等について審査を行う。

(2) 審査会による審査

小論文を採点のうえ審査会に付議して合否を決定する。

7 審査会期日 令和6年5月6日(月・休)

8 審査料 24,000円

9 合格発表

審査終了後、合格者決定通知と証書が熊本県剣道連盟に送付されるほか、後日、全剣連月刊「剣窓」6月号および全剣連ホームページ(<http://www.kendou.or.jp/>)に合格者の氏名が掲載される。

10 個人情報保護法への対応

参加者の個人情報(登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等)は、全日本剣道連盟および当連盟が行事運営のために利用する。

なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体(掲示用紙、ホームページ、剣窓等)に公表されることがある。更に、普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

11 その他

錬士号受審者の推薦は、審議委員会に諮った後、全剣連へ推薦する。締切期日厳守のこと。